

佐久市「災害時協力井戸」制度

1 目的と効果

●目的

地震等の災害により広域的な断水が発生した場合において、上水道等が復旧するまでの間、これを補完するものとして、災害時に不足しがちな生活水の供給をより強固なものにしていくため、市民の身近にある井戸を「災害時協力井戸」として指定し、有事の際に提供してもらうことにより、市民生活を営む上での最低限度の水準を維持することを目的としています。

●効果

災害発生時、避難者に対し、生活水を供給するための水源確保が図られるとともに、地域住民へ井戸の存在を周知することにより自助防災に向けた意識の向上が図られ、災害時でも安心して暮らし続けることができます。

2 「災害時協力井戸」とは？

「災害時協力井戸」とは、災害時に生活水として利用するため、市長が指定した井戸をいいます。

3 「災害時協力井戸」に指定されるには？

●要件

- (1) 市内にある井戸であること
- (2) 災害時、井戸水を無償で提供できること
- (3) 井戸の設備構造及び周辺環境が要綱で定める基準を満たすものであること
- (4) 井戸の所在地を公表することに同意すること

●申出

佐久市災害時協力井戸指定（更新）申出書（様式第1号）により、指定の申し出を行うこと

4 「災害時協力井戸」参考画像

